

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年10月20日午後1時30分から令和4年第10回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は17名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
----	------

議 長 只今から令和4年第10回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、17名であります。
9番菊地重治委員、18番及川和芳委員から欠席の届出があります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には19番高橋旦志委員、1番岩野悦子委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第5番委員 5番高橋です。合意解約について、所有者も借受人も押印が不要と
のことではありますが、押印が不要な書類は他にもあるのでしょうか。
押印が不要となると知らないところで手続きされるのではという不安
があります。

議 務 局 長 事務局、説明を求めます。

5番高橋委員のご質問にお答えします。押印省略については、今年

度から農地法及び事務処理要領等が改正となり、基本的に押印を不要とすることに変わりました。

主なものについては、解約のほか、農地法第3条、第4条、第5条が不要となりました。ただ、利用権設定については、まだ押印が必要となっています。

- 議 第 5 番 委 員 長 5 番高橋委員、よろしいですか。
- 議 長 はい。
- 議 長 ほか、質疑ございませんか。
- 議 長 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
- 議 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 議 務 局 長 説明が終わりました。
- 議 務 局 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 務 局 長 ——なしの声あり——
- 議 務 局 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 務 局 長 ——なしの声あり——
- 議 務 局 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議 務 局 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 務 局 長 ——全員挙手——
- 議 務 局 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。
- 議 務 局 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
- 議 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 議 務 局 長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
- 議 務 局 長 番号1番の案件について、13番及川宏和委員より報告願います。
- 議 務 局 長 13番 及川です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月18日午前に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
- 議 務 局 長 借受人である[]さんが、共同住宅2棟を建築するため、ご自身と夫[]さんの共有持分の田を、貸借により転用しようとするものです。
- 議 務 局 長 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
- 議 務 局 長 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資に実施することを融資証明書により確認しています。
- 議 務 局 長 現地は、西側が農地と接しておりますが、雨水排水は、北側水路へ放流するほか、敷地外周境界にはコンクリートブロック積を設置し、土砂等の流出を防止する計画になっていることから、周辺農地等への

影響は発生しないものと考えられます。

以上のおおりに、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

次に、番号2番の案件について、17番佐藤浩幸委員より報告願います。

第17番委員

17番 佐藤です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。10月18日午後に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借受人である■■■■さんが、自己住宅を建築するため、父■■■■さん所有の田を、貸借により転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設、公益的施設が存在し、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。

現地は、西側が農地と接しておりますが、敷地を砕石敷きとして自然浸透機能により雨水流出を防ぐほか、法面を十分に転圧し緑化機能により土砂の流出を防ぐ計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のおおりに、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第3号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第9、議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
- 事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
局長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり計画の変更に異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は、計画の変更に異議ない旨の意見を付して金ケ崎町長に回答することに決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和4年第10回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時00分